

平成23年度 交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱

1 目的

交通事故のない安全、安心な湖国滋賀を実現するためには、県民の交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践へ結びつける必要があります。

そのため、各推進機関・団体が総力を結集して、県民とともに平成23年度交通安全県民総ぐるみ運動を展開し、「交通死亡事故ゼロ滋賀」を目指します。

2 期間

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間

3 主 唱

滋賀県交通対策協議会

4 推進機関・団体

別表2のとおり

5 平成23年度滋賀県交通安全スローガン

- ・「事故0」を 滋賀の道から あなたから
- ・くっきりと うかぶ安全 反射材
- ・ちょっと待て 横たん歩道を わたろうよ

6 運動の重点

- ・ 高齢者の交通事故防止
- ・ 歩行者および自転車の安全確保
- ・ 交差点における出合頭事故の防止
- ・ 飲酒運転の根絶

7 運動の種別

(1) 年度を通じて実施する運動

運動名	備考
近江路交通マナーアップ運動	別添「近江路交通マナーアップ運動実施要領」により実施します。
前照灯早め点灯運動	別添「前照灯早め点灯運動実施要領」により実施します。

(2) 期間を定めて実施する運動

運動名	期間	備考
春の全国交通安全運動	5/11(水)～5/20(金)	別に定める実施要綱に基づき実施します。
夏の交通安全県民運動	7/15(金)～7/24(日)	
秋の全国交通安全運動	9/21(水)～9/30(金)	
年末の交通安全県民運動	12/1(木)～12/31(土)	
新入学(園)児の交通事故防止運動	H24・3/15(木)～4/15(日)	

(3) 交通安全強調日

名称	実施日	備考
交通安全啓発日 自転車安全利用デー	毎月 1日	1日が休日に当たる場合は、次の平日に当たる日
近畿交通安全日 高齢者交通安全の日	毎月 15日	
シートベルト・チャイルドシート着用啓発日	毎月 20日	20日が休日に当たる場合、次の平日に当たる日
近江路交通マナーアップ啓発日	毎月 25日	
ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日)	毎週金曜日	
飲酒運転根絶啓発日 飲酒運転について考える日	毎月第4金曜日	

(4) 交通安全サポート事業所等制度の推進

別添「交通安全サポート事業所等制度実施要領」により実施します。

(5) 交通死亡事故多発警報発令時の取り組み

別添「交通死亡事故多発警報等発令要領」により取り組みます。

8 運動の推進要領

(1) 基本方針

各推進機関・団体は

- ・相互の連携を緊密にし、交通の状況や地域の実態に応じた、具体的な推進計画を策定し、地域・職域・家庭などが一体となった効果的な活動を展開します。
- ・それぞれの管下の機関・団体に対し、この運動を周知徹底し、運動が県民参加により幅広く展開され、真に県民総ぐるみ運動となるための積極的な取り組みを行います。

(2) 運動の重点の推進事項

重 点	推 進 事 項
高齢者の 交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・参加・体験・実践型の交通安全教育の実施 ・高齢者の交通安全諸活動参加意識の醸成 ・交通危険箇所等における保護誘導活動の実施 ・夕暮れ時、夜間外出のときは、明るい服装や反射材着用の促進 ・生活道路等における安全施設の点検・整備の実施 ・高齢者住家家庭に対する訪問指導活動の推進 ・高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の促進 ・高齢者を守る運動の推進～高齢の歩行者・自転車利用者 ・高齢者マーク表示車への思いやり運転の励行 ・運転免許自主返納制度の周知と自主返納しやすい環境づくり
歩行者および 自転車の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・参加・体験・実践型の交通安全教室の実施 ・飛び出し、乱横断、信号無視などの危険な行為をしない安全行動や交通ルールの遵守 ・歩行者・自転車利用者に対する反射材活用の促進 ・自転車安全利用五則を利用した正しい交通ルールとマナーの周知と、街頭指導の徹底 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自転車は車道が原則、歩道は例外 ② 車道は左側を通行 ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④ 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止 ・夜間はライトを点灯 ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 ⑤ 子どもはヘルメットを着用 <p>※（右側通行・逆走は厳禁）（携帯電話の使用禁止）（無灯火は厳禁）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車は早めライト点灯の励行 ・自転車乗車中の携帯電話の使用等が禁止されていることの周知徹底 ・自転車の安全点検の促進（TSマークの普及促進）
交差点における 出合頭事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・参加・体験・実践型の交通安全教育の実施 ・交通安全教室をはじめ各種研修、街頭啓発などあらゆる機会をとらえ、交差点では「止まる・見る・待つ」ことの呼びかけ ・正しい交差点の通行方法、徐行、一時停止、安全確認の徹底のための交通安全教育の推進 ・交通安全施設の点検と整備の推進 ・交通事故危険箇所に対する調査と、事故防止に向けた対策の推進
飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転の危険性の認識を深める広報・啓発活動の徹底 ・「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくり ・参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催 ・ハンドルキーパー運動への参加促進 ・酒類提供飲食店などにおける運転者への酒類提供禁止と、酒類提供者に対する罰則規定の周知徹底 ・鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の利用促進 ・家庭・地域・職場等それぞれの立場で、飲酒運転の根絶・危険性について話し合いの実践

(3) 運動の一般推進事項

交通安全教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭では <ul style="list-style-type: none"> ・全席シートベルト・チャイルドシート着用や夜間の反射材の活用、身近で起きた交通事故事例などについての話し合いの実践 ・外出する人へ声かけなど、家族ぐるみで交通ルールやマナーの遵守意識の高揚を図る ●地域・職場・学校等では <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職場・学校等、それぞれの実態に即した自主交通安全活動の展開 ・各種会議、イベント等、人が集まるあらゆる機会を捉えた交通安全の呼びかけ ・「交通安全教育指針」に基づく段階的、体系的な交通安全教育の推進 ・高齢者や児童・生徒を中心とした、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 ・自主防犯・防災組織と連携した交通安全活動の推進 ・自転車利用にかかる正しいルールの周知徹底
街頭活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・職場・学校等では <ul style="list-style-type: none"> ・各推進機関・団体や関係ボランティアの連携により、交通安全強調日を重点とした街頭指導・啓発活動の強化 ・PTAやスクールガードなどの防犯組織等と連携した、通学路や交通危険箇所における交通安全指導、保護誘導活動の強化 ・安全運転管理者、事業主等の街頭指導による従業員等への交通安全意識の高揚
広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・職場・学校等では <ul style="list-style-type: none"> ・推進機関・団体のそれぞれの特性を生かした、広報紙(誌)、広報車、社内放送、校内放送などの各種媒体を活用した交通安全広報活動の積極的推進 ・交通安全強調日や各期の交通安全運動を重点とした横断幕、のぼり旗、ポスターの掲出等による啓発活動の強化

(4) 関係機関・団体における推進要領

機関・団体名	推進事項
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各期の交通安全運動・交通安全強調日等における啓発等の効果的な推進 ・各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進 ・リーフレット等の啓発資料の作成、のぼり旗の掲出等による啓発活動の推進 ・講習会・交通安全教室等交通安全教育の推進 ・その他交通安全活動の推進
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する交通安全運動の浸透と運動参画をよびかける広報啓発活動の推進 ・県民総ぐるみ運動として展開するため、県民各層へ通じる関係機関・団体、市町との連絡調整 ・交通安全活動方針の取りまとめ ・交通安全関係機関・団体等の指導育成 ・高齢者の交通事故防止対策の推進
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対する交通安全運動の浸透と運動参画をよびかける広報啓発活動の推進 ・県民総ぐるみ運動として展開するための関係機関・団体との連絡調整 ・交通安全教育活動の推進 ・交通安全関係機関・団体等の指導育成
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の交通事故防止対策の推進 ・交差点における出合頭事故防止方策の推進 ・安全かつ円滑な交通渋滞確保対策の推進 ・飲酒運転等懲罰性・危険性・迷惑性の高い交通違反対策の推進 ・交通秩序を害する事故・事件捜査の強化
教育関係機関団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・園児・児童・生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進 ・交通安全教育に対する教員の資質向上を図るための講習会の充実 ・園児・児童・生徒の安全能力や態度を育てる効果的な安全指導の実施 ・交通事故防止と管理指導体制の確立 ・児童・生徒を持つ親に対する学習の機会と、児童生徒が所属する社会教育関係団体に対する指導 ・保護者（PTA）と連携した交通安全教育・啓発活動の推進 ・各単位PTAによる学校と連携した「3＋1ない運動」の推進
運輸支局・労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転者使用事業所に対する監督・指導 ・運行管理者向け一級講習の実施 ・自動車点検整備推進運動ならびに不正改造車排除運動の実施 ・運送事業者監査の実施 ・全国交通安全運動期間中における街頭検査の実施 ・自動車労働改善推進員による事業所指導
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・各交通安全運動期間中における交通安全啓発活動の推進 ・交通安全施設の更新・改修の実施 ・情報板・各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進 ・高齢者と子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室の実施 ・T Sマーク（自転車の安全点検）の普及促進活動を推進 ・「ハンドルキーパー運動」の普及促進活動を推進 ・全席シートベルト・チャイルドシート着用および反射材の普及活動を推進 ・地域に密着した交通安全啓発活動の推進 ・各種広報媒体を活用した広報活動の推進
安全運転管理者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者（副）の立場と役割、責任を明確にする安全運転管理の推進 ・安全運転管理者選任事業所の職員に対する、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ・県下統一の「無事故無違反100日運動」への積極的参加の推進 ・「飲酒運転ゼロ宣言」の実施
自動車教習所協会	<ul style="list-style-type: none"> ・教習生および各種講習の受講者等に対する交通安全教育の推進 ・指定自動車教習所の一斉開放行事など地域における交通安全教育センター活動の推進 ・高齢（運転）者講習の効果的推進 ・各種広報媒体を活用した広報活動の推進
運輸関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運行管理、労務管理による交通安全指導の実施 ・車両の点検整備、安全機器・装備の充実 ・交通安全教育の徹底、啓発活動の実施 ・交通安全教育に関する調査 ・車内事故防止にかかる啓発活動の実施
その他 推進機関・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・推進機関・団体のそれぞれの特性を活かした、広報啓発活動の展開 ・県内各地域における街頭啓発活動の実施 ・様々な機会を活用した交通安全講習会の開催

近江路交通マナーアップ運動実施要領

1 目的

滋賀県内の重点路線または主要道路において、関係機関が連携して道路利用者に対し、前照灯の早めの点灯や全ての座席でのシートベルト着用、自転車の安全利用など、交通法令の遵守や交通マナーの実践を、街頭や個別機関・団体等で呼びかける運動を県民総ぐるみで展開し、交通事故総数と交通事故死者数を減少させようとするものである。

2 名称

運動の名称は「近江路交通マナーアップ運動」とする。

3 実施期間

運動の期間は、平成23年4月1日(金)から平成24年3月31日(土)までとする。

4 実施日時

(1) 県下一斉街頭啓発日

5月25日(水)と10月25日(火)を、県下一斉街頭啓発日とし、実施時間は夕暮れ時間帯を中心に概ね1時間とする。

(2) 通常月の啓発日

5月、10月を除く通常月の啓発日は、原則として毎月25日(9月と12月は22日、3月は23日、6月と2月は24日)とし、各機関・団体の実情に応じた活動とする。

5 重点路線

国道1号、8号、21号、161号、びわ湖東岸道路(通称 さざなみ街道)、びわ湖西岸道路(通称 風車街道および県道高島大津線)

ただし、参加する個別機関・団体の事情により、所属所周辺の主要道路でも可とする。

6 事業内容

(1) マナーアップ対策

ア 県下一斉街頭啓発日における取り組み

関係市町、機関・団体、地域住民組織、NPO等は協働のうえ、重点路線または主要道路で街頭啓発活動を行う。

イ 通常月における取り組み

関係市町、機関・団体、地域住民組織、NPO等は、広報車による呼び掛け、のぼり旗の設置や広報紙などにより、「後部座席を含めたシートベルトの着用」、「前照灯早め点灯」、「交差点では、止まる・見る・待つ」を訴えるほか、各種交通ルール・マナーの実践を強力に呼びかける啓発活動を展開し、道路利用者のマナーアップを図る。

(2) 事業効果の指標測定

啓発活動時において、シートベルト着用率、前照灯の早め点灯率の目視調査を実施するものとし、地域における今後の交通マナーアップの事業効果の指標とする。

前照灯早め点灯運動実施要領

1 目的

特に夕暮れ時は、前照灯点灯のタイミング遅れから、車両の視認性の低下による交通事故が多発傾向にあるため、「前照灯早め点灯運動」を県民総ぐるみで展開し、車両の視認性の向上のためのライト点灯という能動的な交通安全行動により運転者の安全意識を高め、交通事故の総量抑制と重大事故の防止を図ろうとするものである。

2 運動の名称

運動の名称は、「前照灯早め点灯運動」とする。

3 運動の期間

運動の期間は平成23年4月1日(金)から平成24年3月31日(土)までとする。

4 前照灯の点灯時刻の目安

前照灯の点灯時刻は、日没時刻の概ね1時間前とするが、日没時刻が早まる10月から翌1月にかけては「早め点灯4時からライト」として午後4時に統一する。

(参考)	各月平均(中頃)の日没時刻		(大津の日没時間)
4月	18:28	8月 18:46	12月 16:46
5月	18:53	9月 18:05	1月 17:07
6月	19:12	10月 17:23	2月 17:38
7月	19:11	11月 16:52	3月 18:04

5 参加対象車両

滋賀県内の道路を走行する道路交通法第3条に規定する自動車、原付及び自転車とする。ただし、道路運送車両の保安基準(以下、「保安基準」という。)の細目を定める告示第198条第6項第12号により原動機作動時における前照灯の点灯構造が義務づけられている二輪自動車および第276条第2項第3号により原動機作動時における前照灯の点灯構造が義務づけられている原付を除く。

6 実施方法

- (1) 自動車は、保安基準第32条第4項に規定する「すれ違い用前照灯(ロービーム)」を、原付は同基準第62条に規定する前照灯を、それぞれ日没時刻の概ね1時間前から点灯するものとするが、可能な限り昼間時間帯や曇天等視界が不良な時も点灯する。
- (2) 自転車は、日没前に早めに前照灯を点灯する。

7 留意事項

- (1) 交通対策協議会の推進機関・団体は、次の事項に努力するものとする。
 - ア. 社内放送や広報紙(誌)等の広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。
 - イ. 重点推進日(原則毎月25日)の「近江路交通マナーアップ運動」での街頭啓発時には、のぼり旗等で管下職員や道路利用者に対して「前照灯の早め点灯」を呼び掛けるほか、管下職員の点灯率調査を行い、運動の効果指標として活用する。
- (2) 参加自動車の運転者は、次の事項に留意するものとする。
 - ア. 前方車両に威圧感を与えないよう車間距離を十分にとる。
 - イ. 進路を譲ってもらったと勘違いするドライバーがあるので、相手車両の動静に注意する。
 - ウ. 昼間点灯時にハイビームとフォグランプ灯火を禁止する。
 - エ. 灯火類やバッテリーに対する日常点検を励行する。
 - オ. 前照灯の消し忘れ確認を励行し、「消し忘れ」に注意すること。

交通安全サポート事業所等制度実施要領

1 制度の趣旨

この制度は、県民の交通安全を確保するため自主的に活動されている事業所や団体（以下「サポート事業所等」という。）を登録して、交通安全の輪を大きく広げ、活動の厚みを増すことにより、交通安全計画の基本理念である交通死亡事故のない社会「死亡事故ゼロ滋賀」を目指すものである。

2 名称

制度の名称は、「交通安全サポート事業所等制度」とする。

3 自主的な活動

自主的な活動とは、別紙に示す活動の具体例のうち、いずれかの項目に該当し、県民の交通安全を確保するために広く行う広報や啓発活動をいう。

4 サポート事業所等の要件

サポート事業所等は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 県民のための交通安全活動を継続的に実施すること。
- (2) 県、市、町、警察をはじめ地域の関係機関や住民と連携を密にすること。
- (3) 随時、自主的な活動について滋賀県交通対策協議会に報告すること。

5 サポート事業所等の活動公表等

滋賀県交通対策協議会は、登録のサポート事業所等に対して次の支援を行う。

- (1) 交通安全に関する情報を提供する。
- (2) 社内教育等に必要な講師の紹介、教育資材の貸出し等を支援する。
- (3) 滋賀県のホームページや各種広報媒体で活動内容を県民に紹介する。
- (4) 自社の製品や印刷物、看板等に「交通安全サポート事業所」等の表示ができる。
- (5) サポート事業所等から名入り啓発品の提供があった場合、県民総ぐるみ運動で使用する。
- (6) 優秀な活動を実施したサポート事業所等を表彰する。
- (7) 交通安全推進大会において、活動事例を発表、紹介する。

6 登録の解消

サポート事業所等がこの要領にそぐわなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

7 事務局

サポート事業所等の登録、支援、表彰など必要な事務は、土木交通部交通政策課において行う。

自主的な活動の具体例

1 高齢者と子どもの交通事故防止

- (1) 県民が参加できる交通安全講習会の開催
- (2) 高齢者と子どもの交通安全のための啓発活動の実施
- (3) 街頭における交通立番など保護誘導活動の実施
- (4) 高齢者在住家庭に対する訪問指導活動の推進
- (5) 運転免許自主返納制度を支援する施策の実施
- (6) 通学路・生活道路等における清掃、草刈り等、交通環境の整備

2 飲酒運転の根絶

- (1) 飲酒運転の危険性の認識を深めるための広報啓発活動の実施
- (2) 「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくり
- (3) 「ハンドルキーパー運動」の展開
- (4) 酒類提供飲食店などにおける運転者への酒類提供禁止の徹底
- (5) 鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の利用促進
- (6) 「ノーマイカーデー」の積極的な取り組み

3 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 全席シートベルト着用とチャイルドシート使用の広報・啓発活動の実施
- (2) シートベルト着用を促す実践型交通安全講習会の実施
- (3) チャイルドシート使用を促す実践型交通安全講習会の実施

4 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と反射材の普及

- (1) 夕暮れ時や夜間の危険性について理解を深める実践型交通安全講習会の実施
- (2) 「前照灯早め点灯運動」への参加を促す広報・啓発活動の実施
- (3) 歩行者・自転車利用者への反射材の普及・活用の促進
- (4) 自動車運転者へ「スピード10キロダウン」と前方注視・安全確認を促す広報啓発活動の実施

5 歩行者および自転車の安全確保

- (1) 歩行者・自転車利用者に対する反射材活用の促進
- (2) 自転車安全利用五則の周知
- (3) 街頭における交通立番など保護誘導活動の実施
- (4) 自転車の安全点検の促進（TSマークの普及）

6 交差点における出合頭事故防止

- (1) 街頭、特に交差点付近における交通立番など保護誘導活動の実施
- (2) 交差点での「止まる・見る・待つ」の呼びかけ
- (3) 正しい交差点の通行方法（徐行、一時停止、安全確認）を徹底する広報啓発活動の実施

交通死亡事故多発警報等発令要領

1 目的

この要領は、交通死亡事故が多発し、交通の安全に著しい不安が生じるおそれがある場合に、県下全域を対象に交通死亡事故多発に関する警報(以下「警報」という。)を発令することにより、県民の注意を喚起するとともに、県、市町、警察および関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進する制度の実施について定め、もって交通死亡事故の早期の抑止を図ることを目的とする。

2 警報の種別

警報は、交通死亡事故多発警報および高齢者事故多発警報の2種類とする。

3 発令者

警報は、滋賀県交通対策協議会の会長たる知事が発令する。

4 事務局

警報の発令に際しては、その事務局を土木交通部交通政策課内に置くものとする。

5 発令の基準

- (1) 交通死亡事故多発警報は、次の要件のいずれにも該当する場合に発令することができる。
 - ア 県内において、おおむね10日間のうちに7件以上の交通死亡事故が発生していること。
 - イ アの交通死亡事故の発生状況、事故形態等について警察本部長と協議した結果、警報の発令が必要と認められること。
- (2) 高齢者事故多発警報は、次の要件のいずれにも該当する場合に発令することができる。
 - ア 県内において、おおむね10日間のうちに4件以上の高齢者が死亡する交通事故が発生していること。
 - イ アの高齢者の交通死亡事故の発生状況、事故形態等について警察本部長と協議した結果、警報の発令が必要と認められること。
- (3) 前2号の基準のいずれにも該当し警報を発令する場合は、交通死亡事故多発警報を優先して発令するものとする。
- (4) 高齢者事故多発警報の発令期間中に第1号の各要件に該当することとなり警報を発令する場合は、交通死亡事故多発警報に切り替えるものとする。
- (5) 重大な交通事故の多発その他の事情により特に必要と認められるときは、第1号および第2号の基準にかかわらず、警察本部長と協議して警報を発令することができる。

6 発令の方法

- (1) 警報の発令は、各市町長および関係機関・団体に対し別記様式第1号の通知書(高齢者事故多発警報から交通死亡事故多発警報に切り替えて発令する場合は、別記様式第2号の通知書)を送付することにより行うものとする。
- (2) 警報の発令期間は、7日間とする。ただし、必要があるときは、警察本部長と協議したところにより、7日を限度に延長することができる。
- (3) 警報の発令期間の延長は、各市町長および関係機関・団体に対し別記様式第3号の通知を送付することにより行うものとする。

7 発令時における推進事項

警報が発令されたときは、県、市町、警察および関係機関・団体は、別記様式により必要な諸対策の推進に努めるものとする。

警報発令時における対策推進事項

推進事項	推進内容	実施機関・団体
啓 発	・新聞、テレビ、ラジオを通じて警報発令の周知徹底を図る。	県・市町・警察
	・広報車、有線放送等により交通安全広報の徹底を図る。	県・市町 交通安全協会 安全運転管理者協会
	・横断幕、懸垂幕を掲出する。 ・道路情報板、ハイウェーラジオ等により警報発令の周知徹底を図る。	道路管理者
	・標旗、横断幕、懸垂幕を掲出する。	県・市町
	・下部組織に対して警報発令の周知徹底を図る	関係機関・団体
街頭指導	・通学(園)路の安全施設等の点検を行うとともに通学(園)時間帯の街頭指導を行う。	市町 学校・幼稚園等 PTA 交通安全協会
	・二輪車および自転車の街頭指導を行う。 ・シートベルト、ヘルメット着用の推進について街頭指導を行う。 ・通学(園)、通勤時間帯の街頭指導を行う。 ・速度の出し過ぎ、飲酒、過労運転等による事故を防止するため、自主活動を強化する。	市町・警察 交通安全協会 安全運転管理者協会
	・警報発令の周知徹底を図るとともに、正しい歩行、自転車の安全な乗り方等について指導する。	教育委員会・学校
	・朝礼、点呼時間等を活用して警報発令の周知徹底を図るとともに、安全速度の励行およびシートベルト、ヘルメットの着用等交通事故防止について指導する。 ・各種会議、会合、講習会等において警報発令の周知徹底を図るとともに、交通安全活動への参加を呼び掛ける。	関係機関・団体
取締り	・飲酒運転、速度の出し過ぎ、信号無視等死亡事故につながる悪質・危険な交通違反に対する取締りを強化する。	警察
高齢者対策	・高齢者家庭訪問、交通安全講習会、街頭活動等あらゆる機会を通じて、高齢者事故多発警報発令の周知徹底を図るとともに、交通事故防止を呼び掛ける。	県・市町・警察 交通安全協会 安全運転管理者協会 関係機関・団体

交通死亡事故多発警報
高齢者事故多発警報 発令通知書

滋 交 対 第 _____ 号
平成 ____ 年(____ 年) ____ 月 ____ 日

様

滋賀県交通対策協議会
会 長 ○ ○ ○ ○

交通死亡事故多発警報等発令要領に基づき、下記のとおり、交通死亡事故多発警報（高齢者事故多発警報）を発令したので通知します。

各機関・団体におかれましては、相互に協力して交通事故防止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

(発令種別) 交通死亡事故多発警報 高齢者事故多発警報

(発令期間) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 () から平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 () まで

交通死亡事故多発警報（期間延長）発令通知書
高齢者事故多発警報

滋 交 対 第 号
平成 年（ 年） 月 日

様

滋賀県交通対策協議会
会 長 ○ ○ ○ ○

交通死亡事故多発警報等発令要領に基づき、下記のとおり、交通死亡事故多発警報（高齢者事故多発警報）の発令期間を延長したので通知します。

各機関・団体におかれましては、相互に協力して交通事故防止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

（発令種別） 交通死亡事故多発警報 高齢者事故多発警報

（発令期間）

既発令 平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで
延長 平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

滋賀県交通対策協議会設置要綱

<p>(目 的)</p> <p>第1条 滋賀県における交通の諸問題について、関係機関・団体相互の連絡調整を図り、効果的かつ現実的な措置を講ずるとともに、交通の安全を県民ぐるみで強力に推進するため、滋賀県交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(構 成)</p> <p>第2条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会には第1条の目的を効果的に推進するために、別表2に掲げる推進機関・団体を置く。</p> <p>(会長および副会長)</p> <p>第3条 協議会に会長および副会長を置く。</p> <p>2 会長は、滋賀県知事をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、滋賀県市長会会長をもって充てる。</p> <p>(職 務)</p> <p>第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 会長は、協議会の会議を召集し、その会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、協議会の事項に関し、会長を助け、会長に事故あるときはこれを代理する。</p> <p>(部 会)</p> <p>第5条 協議会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれの事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 交通安全部会</p> <p>ア 協議会の企画運営に関すること。</p> <p>イ 部会相互間の連絡調整に関すること。</p> <p>ウ 交通安全運動に関すること。</p> <p>エ 交通安全教育に関すること。</p> <p>オ 他の部会に属しない交通問題に関すること。</p> <p>(2) 交通環境部会</p> <p>ア 交通安全施設等の整備に関すること。</p> <p>イ 踏切道の整備に関すること。</p> <p>ウ その他交通環境の整備に関すること。</p> <p>(3) 被害者救済対策部会</p> <p>ア 交通事故相談に関すること。</p> <p>イ 救急医療施設等設備に関すること。</p> <p>ウ その他交通事故被害者の救済に関すること。</p>	<p>(4) 高齢者対策部会</p> <p>ア 高齢者に対する交通安全教育に関すること</p> <p>イ 高齢者の交通安全確保に関すること</p> <p>ウ その他高齢者の交通安全に関すること</p> <p>2 部会は、第2条に規定する構成員および推進機関・団体のうちから会長が指定したのものをもって構成するものとする。</p> <p>3 部会は、必要に応じ会長が召集するものとする。</p> <p>4 部会の議長は、部会構成員の互選によるものとする。</p> <p>(庶 務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、滋賀県土木交通部において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関する事項は、会長が別に定める。</p> <p>付 則 この要綱は、昭和46年3月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、昭和62年2月12日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、昭和63年6月13日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成3年2月21日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成17年2月22日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成17年10月21日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成20年2月6日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p>
--	---

別表1

滋賀県知事	滋賀県医師会会長
滋賀県政策監	滋賀県社会福祉協議会会長
滋賀県総務部長	滋賀県老人クラブ連合会会長
滋賀県県民文化生活部長	滋賀県商工会議所連合会会長
滋賀県琵琶湖環境部長	滋賀県商工会連合会会長
滋賀県健康福祉部長	滋賀県労働者福祉協議会会長
滋賀県商工観光労働部長	滋賀県農業協同組合中央会会長
滋賀県農政水産部長	滋賀県交通安全女性団体連合会会長
滋賀県土木交通部長	滋賀県地域女性団体連合会会長
滋賀県教育委員会教育長	滋賀県青年団体連合会会長
滋賀県警察本部長	滋賀県PTA連絡協議会会長
滋賀県企業庁長	滋賀県公立高等学校PTA連合会会長
近畿運輸局滋賀運輸支局長	滋賀県交通安全協会会長
滋賀労働局長	滋賀県安全運転管理者協会会長
滋賀国道事務所長	滋賀県指定自動車教習所協会会長
西日本高速道路株式会社関西支社長	滋賀県バス協会会長
中日本高速道路株式会社名古屋支社長	滋賀県トラック協会会長
滋賀県市長会会長	滋賀県タクシー協会会長
滋賀県町村会会長	滋賀県踏切事故防止対策協議会会長
滋賀県病院協会会長	

(順不同)

推進機関団体

滋賀県	滋賀県建設業協会	滋賀県公民館連絡協議会
滋賀県警察本部	滋賀県消防協会	滋賀県社会福祉協議会
滋賀県教育委員会	滋賀県踏切事故防止対策協議会	滋賀県労働者福祉対策協議会
近畿運輸局滋賀運輸支局	西日本旅客鉄道株式会社	びわこビクターズビューロー
滋賀労働局	東海旅客鉄道株式会社	滋賀県遊技業交通安全協力会
滋賀国道事務所	信楽高原鐵道株式会社	滋賀県旅館環境衛生同業組合
自動車安全運転センター滋賀県事務所	京阪電気鉄道株式会社	滋賀県土地改良事業団体連合会
自動車事故対策機構滋賀支所	近江鉄道株式会社	滋賀県職業能力開発協会
軽自動車検査協会滋賀事務所	滋賀県交通運輸労働組合協議会	滋賀県火薬類保安協会
西日本高速道路株式会社西支社東管理事務所	滋賀県交通遺族会	滋賀県エルピーガス協会
中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保安・サービスセンター	滋賀県商工会議所連合会	滋賀県石油商業組合
市	滋賀県商工会連合会	滋賀県食品衛生協会
市町教育委員会	滋賀県商店街連盟連合会	滋賀県警備業協会
滋賀県幼稚園長会	滋賀県中小企業団体中央会	滋賀県レンタカー協会
滋賀県小学校長会	滋賀県経済同友会	日本自動車連盟滋賀支部
滋賀県中学校長会	滋賀県医師会	朝日新聞社天津支局
滋賀県高等学校長協会	滋賀県歯科医師会	京都新聞社滋賀本社
滋賀県私立幼稚園協会	滋賀県病院協会	産経新聞社天津支局
滋賀県PTA連絡協議会	滋賀県薬剤師会	中日新聞社天津支局
滋賀県公立高等学校PTA連合会	日本赤十字社滋賀県支部	日刊工業新聞社滋賀支局
滋賀県交通安全協会	日赤奉仕団滋賀県支部	日本経済新聞社天津支局
滋賀県交通安全女性団体連合会	滋賀県地域女性団体連合会	毎日新聞社天津支局
滋賀県高速道路交通安全協議会	滋賀県青年団体連合会	読売新聞社天津支局
滋賀県道路公社	滋賀県老人クラブ連合会	共同通信社天津支局
滋賀県バス協会	滋賀県青少年育成県民会議	時事通信社天津支局
滋賀県タクシー協会	日本スポーツ振興センター滋賀県支部	京都放送滋賀支社
滋賀県トラック協会	日本ボーイスカウト滋賀連盟	エフエム滋賀
滋賀県安全運転管理者協会	ガールスカウト日本連盟滋賀支部育成会	日本放送協会天津放送局
滋賀県自動車販売店交通安全協議会	滋賀県こども会連合会	びわ湖放送
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	滋賀報知新聞社
滋賀県二輪車安全普及協会	滋賀県保育協議会	近江同盟新聞社
滋賀県指定自動車教習所協会	滋賀県地域通信情報協会	報知写真新聞社
滋賀県自動車整備振興会	滋賀県農業協同組合中央会	滋賀県介護支援専門員連絡協議会
滋賀県道路協会	滋賀県保護司連盟	認知症の人と家族の会滋賀県支部
滋賀県骨材協会	滋賀県更生保護女性連盟	滋賀県シルバー人材センター連合会
滋賀県生コンクリート工業組合	滋賀県人権擁護委員連合会	日本福祉用具供給協会滋賀ブロック

(順不同)

交通対策協議会各部会構成員表

構成員	部会名	安全部会	環境部会	被害者救済部会	高齢者対策部会
県健康福祉部子ども・青少年局副局長		○			
同 健康福祉政策課長			○	○	
同 元気長寿福祉課長		○			○
同 医務薬務課長				○	
県農政水産部耕地課長			○		
県土木交通部交通政策課長		○	○	○	○
同 道路課長			○		
同 都市計画課長			○		
県教育委員会学校教育課長		○			
同 スポーツ健康課長		○	○	○	
同 生涯学習課長		○			
県警察本部交通企画課長			○	○	
同 高齢者交通安全推進室長					○
同 交通規制課長			○		
同 交通指導課長		○			
近畿運輸局滋賀運輸支局首席運輸企画専門官		○	○	○	
滋賀労働局労働基準部監督課長				○	
近畿地方整備局滋賀国道事務所交通安全対策課長			○		
西日本旅客鉄道株式会社 踏切保安担当課長			○		
滋賀県市長会事務局長	○			○	
滋賀県町村会事務局長	○			○	
滋賀県病院協会事務局長				○	
滋賀県医師会事務局長				○	
滋賀県社会福祉協議会事務局長			○	○	
滋賀県老人クラブ連合会事務局長	○		○		○
滋賀県商工会議所連合会事務局長			○		
滋賀県商工会連合会専務理事			○		
滋賀県労働者福祉協議会事務局長				○	
滋賀県農業協同組合中央会総務部長	○				
滋賀県地域女性団体連合会事務局長	○				
滋賀県青年団体連合会事務局長	○				
滋賀県P・T・A連絡協議会事務局長	○				
滋賀県公立高等学校P・T・A連絡協議会事務局長	○		○		
滋賀県交通安全協会専務理事			○	○	○
滋賀県交通安全女性団体連合会会長	○				○
滋賀県安全運転管理者協会専務理事	○				
滋賀県バス協会専務理事	○		○		
滋賀県タクシー協会専務理事	○		○		
滋賀県トラック協会専務理事	○		○		
自動車安全運転センター滋賀県事務所長				○	
自動車事故対策センター滋賀支所長				○	
西日本高速道路株式会社関西支社栗東管理事務所長			○		
中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保安・サービスセンター所長			○		
滋賀県幼稚園長会会長	○				
滋賀県小学校長会会長	○				
滋賀県中学校長会会長	○				
滋賀県高等学校長協会会長	○				
滋賀県私立幼稚園協会会長	○				
滋賀県自動車販売協会専務理事	○				
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合専務理事	○				
滋賀県二輪車安全普及会専務理事	○				
滋賀県指定自動車教習所協会専務理事	○				
日本赤十字社滋賀県支部事務所長				○	
日本ボーイスカウト滋賀連盟事務所長	○				
ガールスカウト日本連盟滋賀県支部長	○				
滋賀県子ども会連合会事務局長	○				
滋賀県地域情報通信協会事務局長	○				
滋賀県人権擁護委員連合会事務局長				○	
滋賀県警備業協会会長	○				
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会会長					○
滋賀県薬剤師会会長					○
滋賀県介護支援員連絡協議会会長					○
認知症のひと家族の会滋賀県支部世話人代表					○
滋賀県シルバー人材センター連合会長					○
日本福祉用具供給協会滋賀ブロック長					○

